

## 「職員間のパワハラと医療安全」

広島大学保健管理センター  
日山 亨

職員間のパワハラがあると、当事者は注意力が散漫となり、医療事故を生じるリスクが高くなります。パワハラのない職場を目指すために、職員間のパワハラについて、皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

### 訴訟になった職員間のパワハラ事例（2事例）

#### 1 医師間編（東京地裁、平成23年10月26日）

A 医師（上司）はB 医師（部下、修練医）に対し、

① 手術中、「僕一生懸命ね、この1年半、君と関わって何とかなんねえかなと思ってたけど、何とかなんないってことがつい最近分かった訳だ。僕も諦めたというか実感したというか。・・・僕はもう君とは関わりたくないんでもういいよって。研修計画も止めようと言ったんだ。」

② 廊下で会った時に、「お前の馬鹿親の顔が見てみたい。」と発言。

これらの発言は、パワハラか？

#### 2 看護師間編（東京地裁、平成27年10月30日）

B 看護師はA 総婦長から、休暇の振替えの強制理不尽な叱責 など多数のパワハラを受けたと主張し提訴。

具体的には、

B 看護師：イタリアに留学中である子に薬を届けるため、3月に1週間の休暇取得を申し出る。

A 総看護師長：看護師の人繰りの問題から、4日間の休暇を認める。

B 看護師：4月や5月に1週間の休暇取得を申し出る。

A 総看護師長：看護師の人繰りの問題から、1週間の連続休暇を認めず。など。

このことはパワハラか？